

三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託
企画提案コンペ実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業を委託する者の決定にあたり、企画提案コンペ方式により決定するための必要な事項について、三重県調査委託契約実施要綱第7条の規定に基づき定めるものである。

(コンペに参加する者)

第2条 三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に参加を求める者は次の各号に定める参加要件を満たしたものとする。

- (1) 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、法人格を有すること。
- (2) 当該コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(コンペ参加仕様書)

第3条 参加する者に対するコンペの参加仕様書については、三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託企画提案コンペ参加仕様書のとおりとする。

(選定業務)

第4条 選定に係る業務は、コンペ選定要領に基づき、次条に定めるコンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 選定委員は、県職員5名とする。
- (2) 委員長は、子ども・福祉部副部長をもって充てる。
- (3) 委員長は、委員会を招集し、委員会を統括する。
- (4) 委員会は、定数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- (5) 委員会当日において、委員長に事故ある場合は、会議の冒頭に諮り、臨時委員長を互選するものとする。

2 委員については、コンペ選定委員のとおりとする。

(コンペの日程)

第6条 コンペの日程については、別途定める。

(プレゼンテーションの実施)

第7条 選定委員会の選定業務にあたり、原則、企画提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、必要に応じてこれを省略することが出来るものとする。

(庶務)

第8条 コンペ実施に係る庶務は、地域福祉課生活保護班が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別途定める。